

第4回

鴻巣市上下水道事業運営審議会 (水道事業)



令和6年8月6日



● 議題 (1) 料金体系等の検討について

① 第3回での説明事項

② 財政収支見通しについて

③ 改定方針 (案) について



①第3回での説明事項



第3回での説明事項

●改定方針（案）

本市の料金の特徴を踏まえ、改定率20%を目標に、以下の3案の検討を行う

A案：全ての口径と使用水量区分に対し、一様に値上げした場合
（料金表に改定率を乗じる）

B案：基本料金の割合を高めた場合
（「水道料金算定要領（日本水道協会）」に基づく標準割合）

C案：基本水量を廃止した場合
（家庭用1m³から従量料金を設定）



3つの改定案を提示し、料金体系を決めることを提案した

※家庭用：口径13mm、20mm

②財政収支見通しについて



財政収支見通しについて

県水の値上げについて (令和6年7月1日時点)

- R8.4月以降、県水の受水単価は、現在の61.78円/m³から、76円/m³に上がる見通し (約23%増)



- 財政シミュレーションの再試算を実施
 - ・ R5年度決算 (速報値) を踏まえ、有収水量の実績や事業実施に伴った減価償却費などを反映
 - ・ R8年度以降の県水受水費に県水改定率 (約23%増) を反映

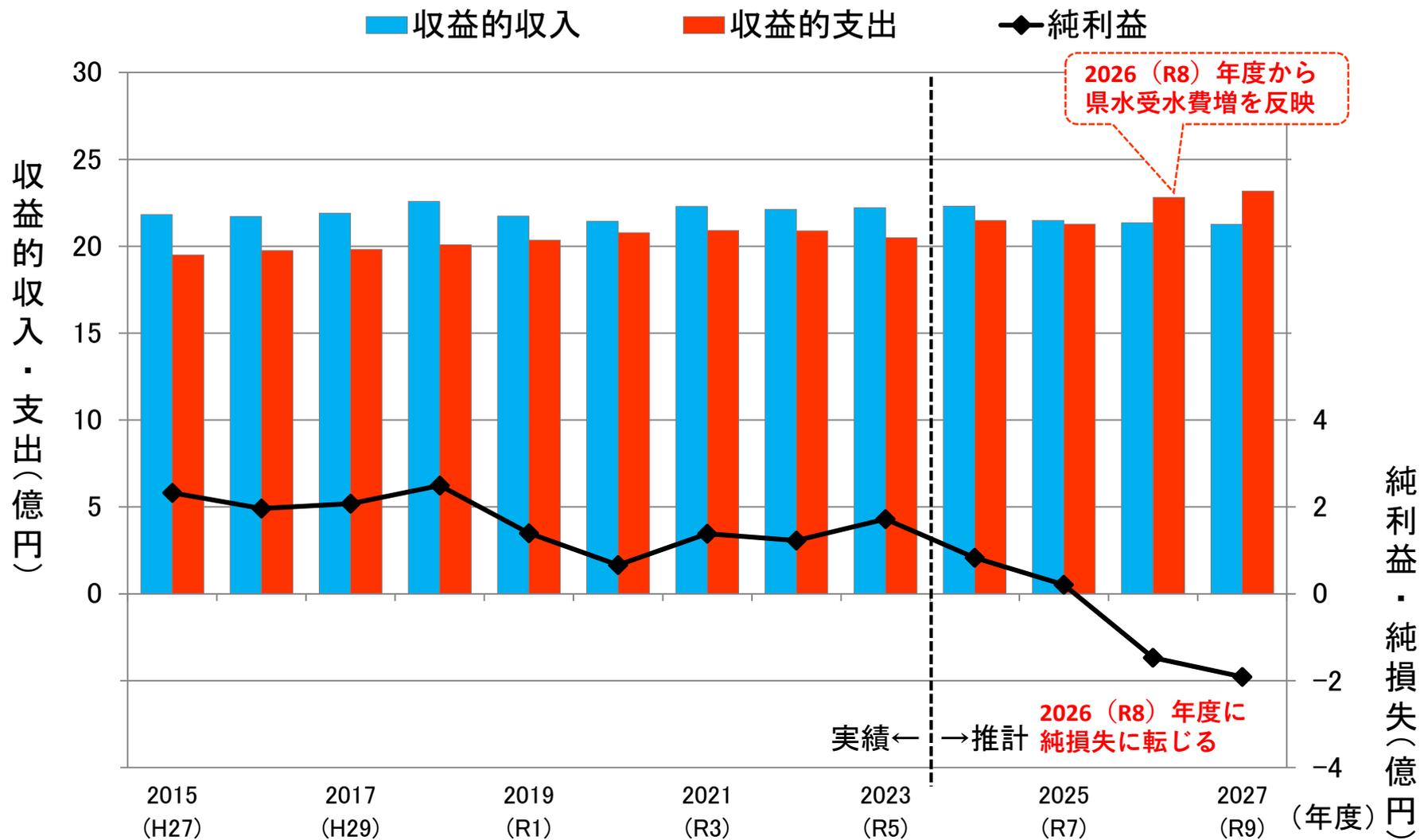


再試算の結果

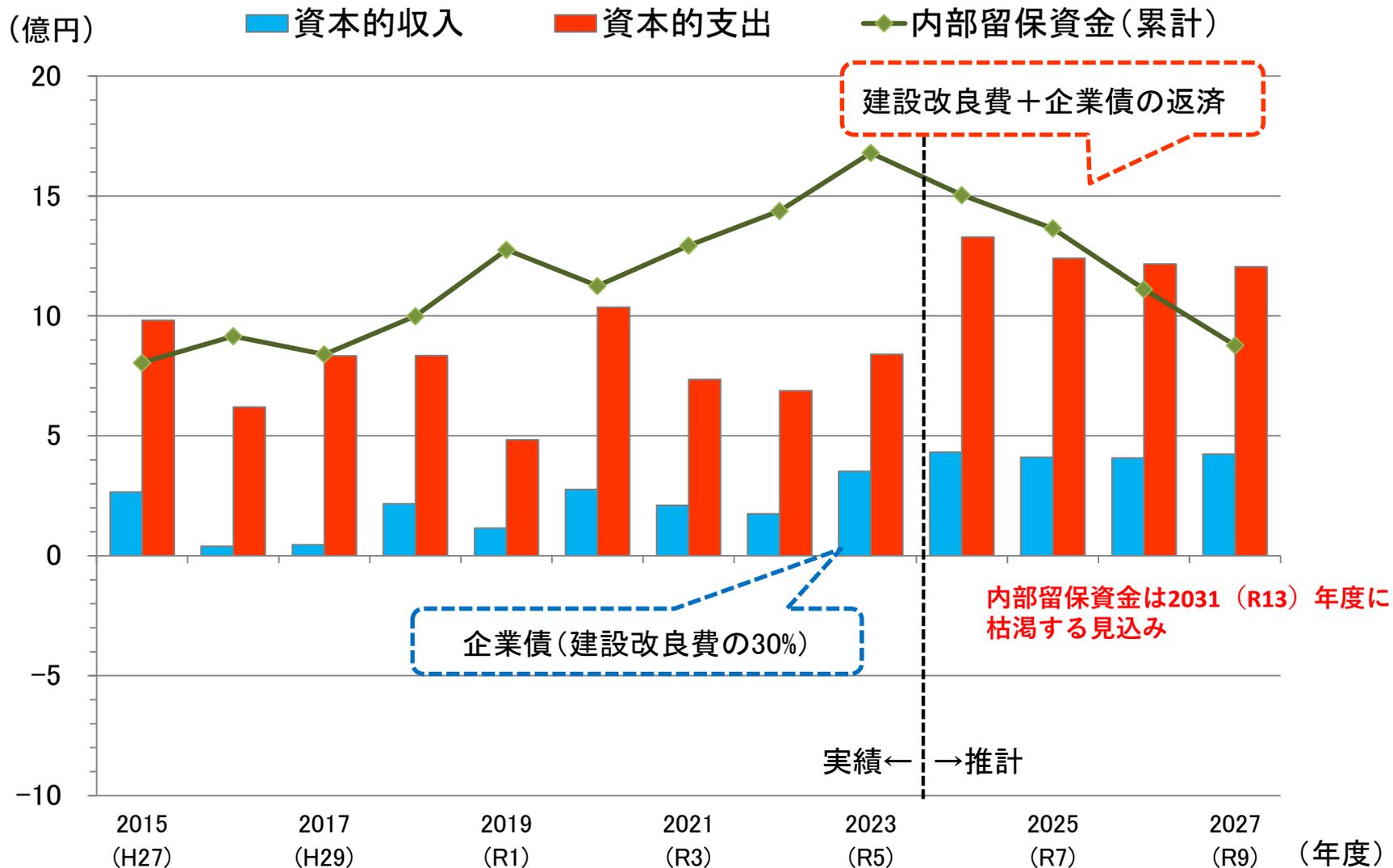
- R7の赤字 (純損失) は回避できる見込み
- R8以降は、県水受水費の増もあり、赤字 (純損失) に転じる見込み

※従前はR7から赤字 (純損失) に転じる見込みだった

財政見通し（収益的収支）



財政見通し（資本的収支）



目標達成度の状況

◆ 経営上の3つ目標

目標① 純利益計上

目標② 料金回収率100%以上

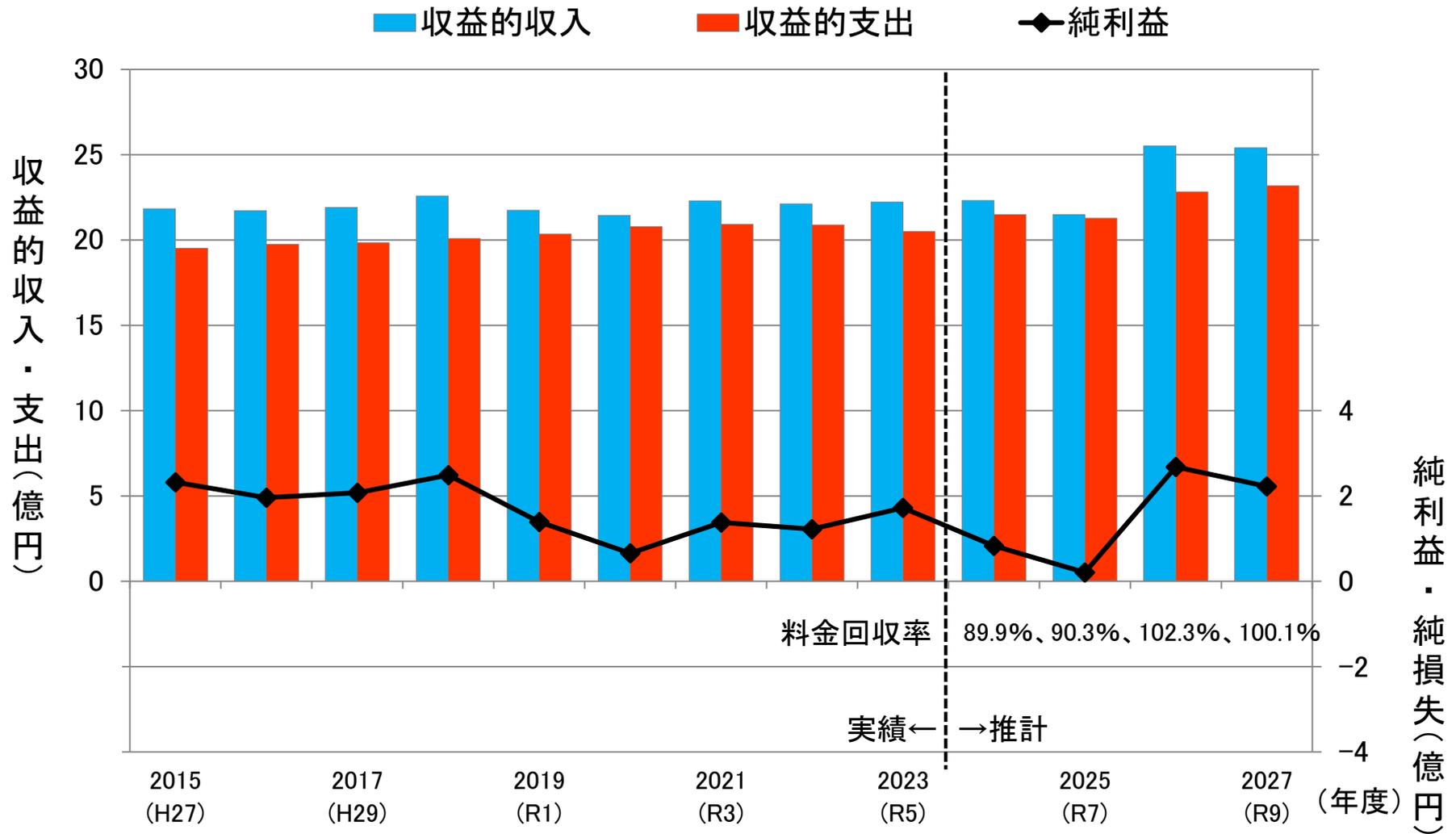
目標③ 内部留保資金が給水収益の半年分以上

- 水道事業ビジョン計画期間内の令和9年度までを料金算定期間とし、収益的収支が赤字（純損失）に転じることが見込まれる令和8年4月を改定時期とする
→ 令和7年度は赤字（純損失）を回避できる見込みのため、現行料金を据え置く
- 改定率は令和9年度に経営上の目標、3つを達成できる数値として、23%を暫定値とする

	目標①	目標②	目標③
改定率23%	○ R15×	○ R10×	○ R23×

※改定率は、県水の料金改定率が確定した後、最終的な試算を行い確認した上で確定とする

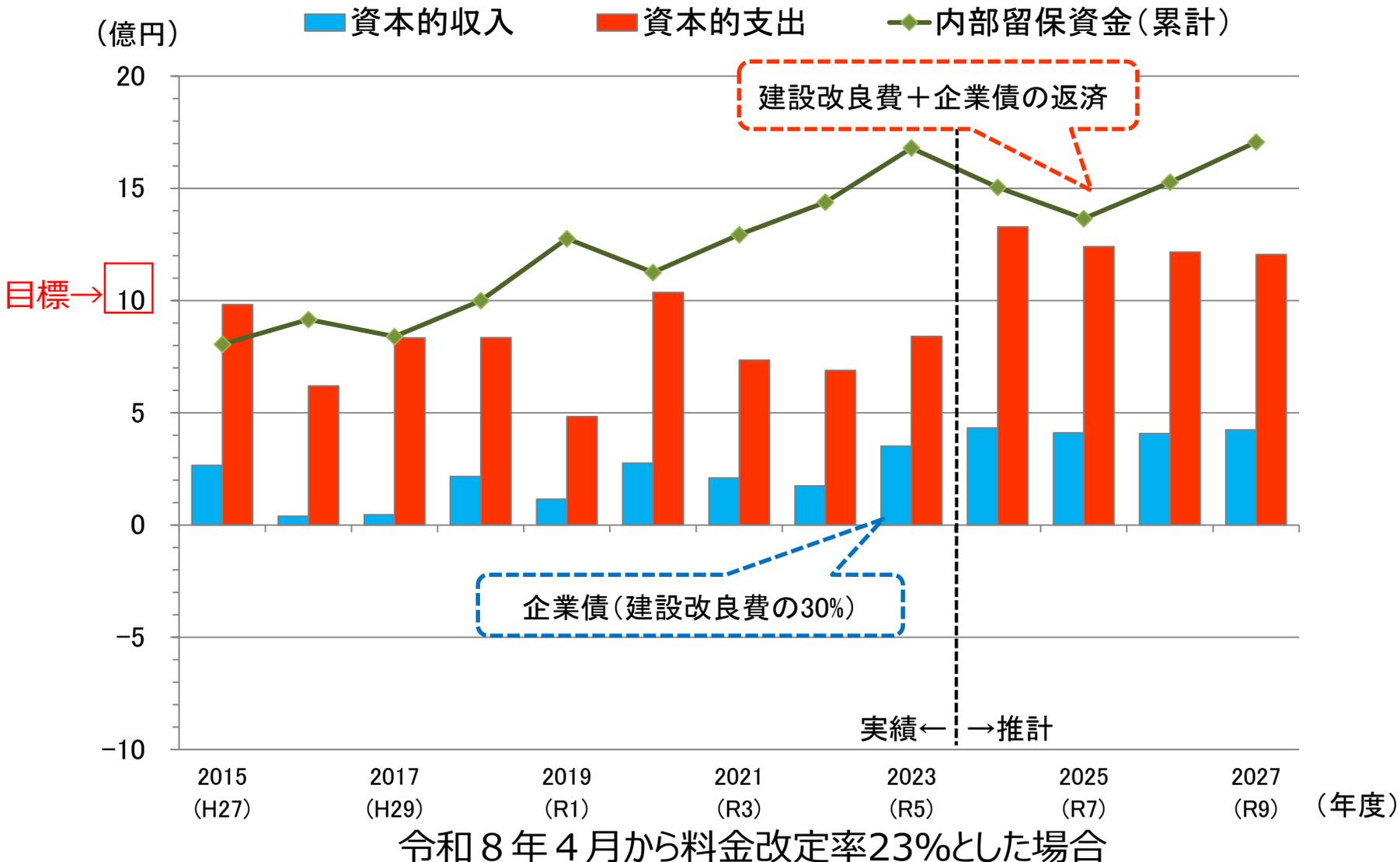
改定率（23%）による財政収支の見通し（収益的収支）



令和8年4月から料金改定率23%とした場合

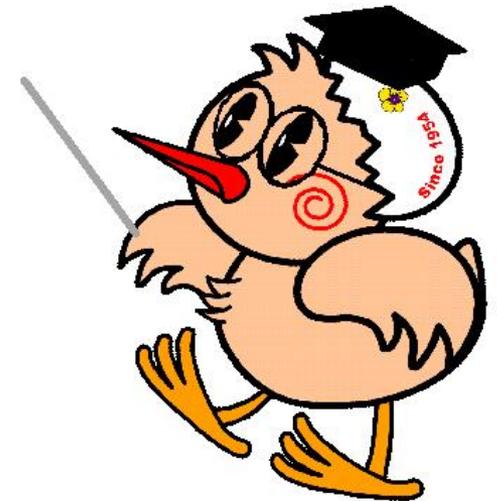
目標①純利益計上 目標②料金回収率100%以上	達成している
----------------------------	--------

改定率（23%）による財政収支の見通し（資本的収支）



目標③内部留保資金が給水収益の半年分以上→達成している

③改定方針（案）について



改定方針（案）

●改定方針（案）

前回提案した3つの案について、改定率23%に設定

A案：全ての口径と使用水量区分に対し、一様に値上げした場合
(料金表に改定率を乗じる)

B案：基本料金の割合を高めた場合
(「水道料金算定要領(日本水道協会)」に基づく標準割合)

C案：基本水量を廃止した場合
(家庭用1m³から従量料金を設定)

※家庭用：口径13mm、20mm

(A案) について

● 基本料金、従量料金を一律1.23倍した場合の改定案

(1か月分、消費税抜き)

口径 区分 (mm)	基本料金	超過料金 (従量料金：1 m ³ 当たりの単価)							
		0～ 5m ³	6～ 8m ³	9～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 40m ³	41～ 100m ³	101m ³ ～
13	1,210円 (23.5%)	基本料金に含む							
20	1,210円 (23.5%)				185円	210円	220円	235円	245円
25	1,850円 (23.3%)		185円						
30	2,100円 (23.5%)		(23.3%) 切り上げ	(23.3%) 切り上げ	(23.5%) 切り上げ	(22.2%) 切り上げ	(23.7%) 切り下げ	(22.5%) 調整なし	
40	2,460円 (23.0%)		(184.95円)	(184.95円)	(209.95円)	(219.96円)	(235.03円)	(245円)	
50	3,080円 (23.2%)								
75	3,690円 (23.0%)								
100	4,310円 (23.1%)								

改定率	23.3%
基本料金収入割合	32.8%

※改定案の従量料金は、1円単位を5円単位にまるめ調整

(B案) について

- 「水道料金算定要領（日本水道協会）」に基づき水道料金を算定した結果、基本料金の割合を41.2%まで上げることが望ましいと試算される
→基本料金の割合を高める案

(1か月分、消費税抜き)

口径 区分 (mm)	基本料金	超過料金（従量料金：1m ³ 当たりの単価）							
		0～ 5m ³	6～ 8m ³	9～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 40m ³	41～ 100m ³	101m ³ ～
13	1,570円 (60.2%)	基本料金に含む							
20	1,570円 (60.2%)				160円	180円	190円	200円	210円
25	2,400円 (60.0%)	160円							
30	2,720円 (60.0%)	(6.7%) 切り下げ (160.05円)		(6.7%) 切り下げ (160.05円)	(5.9%) 切り下げ (180.03円)	(5.6%) 切り下げ (190.08円)	(5.3%) 切り下げ (200.07円)	(5.0%) 調整なし (210円)	
40	3,200円 (60.0%)								
50	4,000円 (60.0%)								
75	4,800円 (60.0%)								
100	5,600円 (60.0%)								

改定率	23.8%
基本料金収入割合	42.3%

※改定案の従量料金は、1円単位を10円単位にまるめ調整

(C案) について

● 基本水量を廃止する案

→ 現行の基本料金収入割合を据置き、基本水量を廃止する場合

(1か月分、消費税抜き)

口径 区分 (mm)	基本料金	超過料金 (従量料金：1 m ³ 当たりの単価)							
		0～ 5m ³	6～ 8m ³	9～ 10m ³	11～ 20m ³	21～ 30m ³	31～ 40m ³	4～ 100m ³	101m ³ ～
13	1,210円 (23.5%)	70円 (皆増)	70円 (皆増)		150円	170円	180円	190円	200円
20	1,210円 (23.5%)								
25	1,850円 (23.3%)	150円							
30	2,100円 (23.5%)	(0%) 調整なし (150円)		(0%) 調整なし (150円)	(0%) 調整なし (170円)	(0%) 調整なし (180円)	(0%) 調整なし (190円)	(0%) 調整なし (190円)	(0%) 調整なし (190円)
40	2,460円 (23.0%)								
50	3,080円 (23.2%)								
75	3,690円 (23.0%)								
100	4,310円 (23.1%)								

改定率	23.5%
基本料金収入割合	32.7%

※改定案の従量料金は、1円単位を10円単位にまるめ調整

各改定案に基づく試算

● 家庭用の場合、現行料金と各改定案の水道料金との差額

(1か月分、消費税抜き)

使用水量 (m ³ /月)	現行料金 (円)	ケースA (円) 一律に値上げする (案)		ケースB (円) 水道料金算定要領 (案)		ケースC (円) 基本水量廃止 (案)	
		改定料金	(差額)	改定料金	(差額)	改定料金	(差額)
5	980	1,210	+230	1,570	+590	1,560	+580
8	980	1,210	+230	1,570	+590	1,770	+790
10	1,280	1,580	+300	1,890	+610	2,070	+790
20	2,780	3,430	+650	3,490	+710	3,570	+790
30	4,480	5,530	+1,050	5,290	+810	5,270	+790
40	6,280	7,730	+1,450	7,190	+910	7,070	+790
50	8,180	10,080	+1,900	9,190	+1,010	8,970	+790
100	17,680	21,830	+4,150	19,190	+1,510	18,470	+790
500	97,680	119,830	+22,150	103,190	+5,510	98,470	+790
1,000	197,680	242,330	+44,650	208,190	+10,510	198,470	+790
2,000	397,680	487,330	+89,650	418,190	+20,510	398,470	+790

※家庭用：口径13mm、20mm

各改定案に基づく試算

- 家庭用において、実際の請求（2か月分）に当てはめた場合の現行料金との比較（A案）

（消費税込み）

世帯人員	イメージ	使用水量	現行料金 (円)	A案 (円)	差額 (円)
1人		16m ³ (16.2m ³)	2,156	2,662	+506 (23.5%増)
2人		30m ³ (29.8m ³)	4,466	5,511	+1,045 (23.4%増)
3人		40m ³ (39.8m ³)	6,116	7,546	+1,430 (23.4%増)
4人		46m ³ (46.2m ³)	7,238	8,932	+1,694 (23.4%増)

※家庭用：口径13mm、20mm

各改定案に基づく試算

- 家庭用において、実際の請求（2か月分）に当てはめた場合の現行料金との比較（**B案**）

（消費税込み）

世帯人員	イメージ	使用水量	現行料金 (円)	B案 (円)	差額 (円)
1人		16m ³ (16.2m ³)	2,156	3,454	+1,298 (60.2%増)
2人		30m ³ (29.8m ³)	4,466	5,918	+1,452 (32.5%増)
3人		40m ³ (39.8m ³)	6,116	7,678	+1,562 (25.5%増)
4人		46m ³ (46.2m ³)	7,238	8,866	+1,628 (22.5%増)

※家庭用：口径13mm、20mm

各改定案に基づく試算

- 家庭用において、実際の請求（2か月分）に当てはめた場合の現行料金との比較（C案）

（消費税込み）

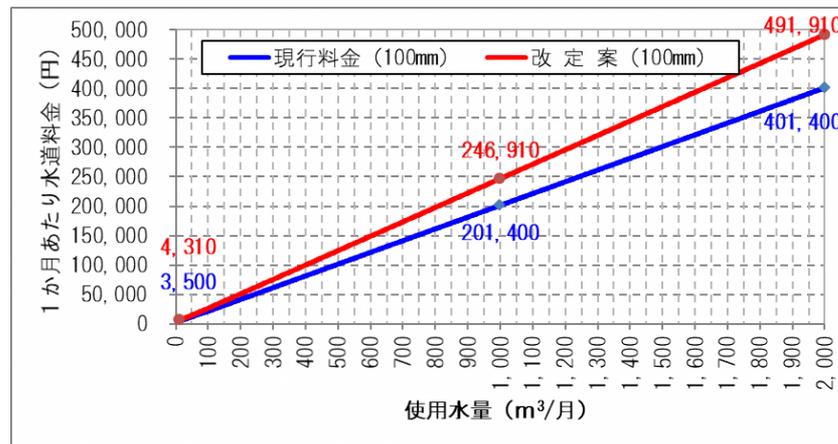
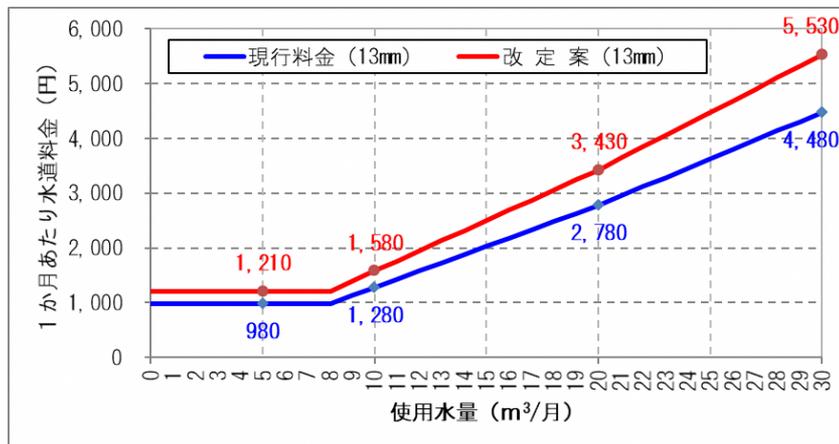
世帯人員	イメージ	使用水量	現行料金 (円)	C案 (円)	差額 (円)
1人		16m ³ (16.2m ³)	2,156	3,894	+1,738 (80.6%増)
2人		30m ³ (29.8m ³)	4,466	6,204	+1,738 (38.9%増)
3人		40m ³ (39.8m ³)	6,116	7,854	+1,738 (28.4%増)
4人		46m ³ (46.2m ³)	7,238	8,976	+1,738 (24.0%増)

※家庭用：口径13mm、20mm

(A案) について

● 基本料金、従量料金を一律1.23倍した場合の改定案

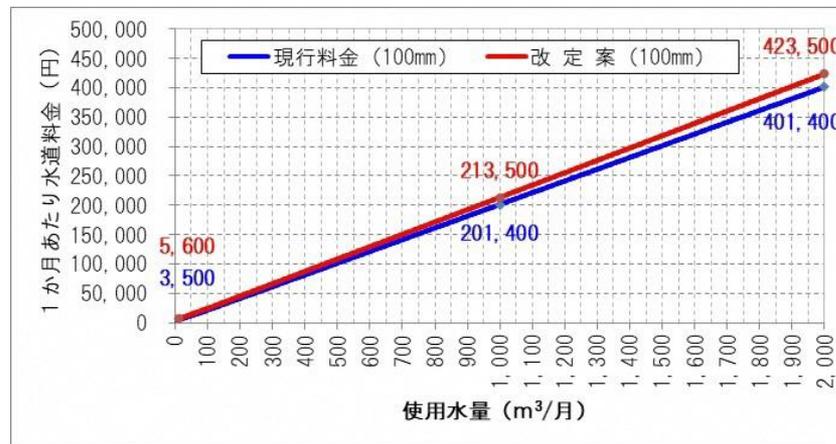
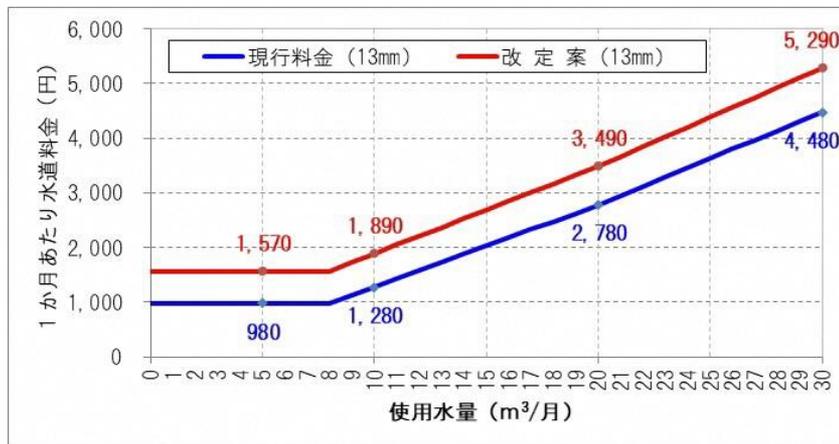
(消費税抜き)



視点	コメント	評価
水道事業者 (市)	<ul style="list-style-type: none"> 改定による影響の偏りはなく、負担に差がない 基本料金の収入割合は現状維持 	😊
使用者 (少量)	<ul style="list-style-type: none"> 負担増がB案、C案に比べて少ない 	😊
使用者 (大口)	<ul style="list-style-type: none"> 従量料金の改定額がB案、C案よりも高くなる 	😞

(B案) について

- 「水道料金算定要領」に基づき、基本料金の割合を高める案
(消費税抜き)

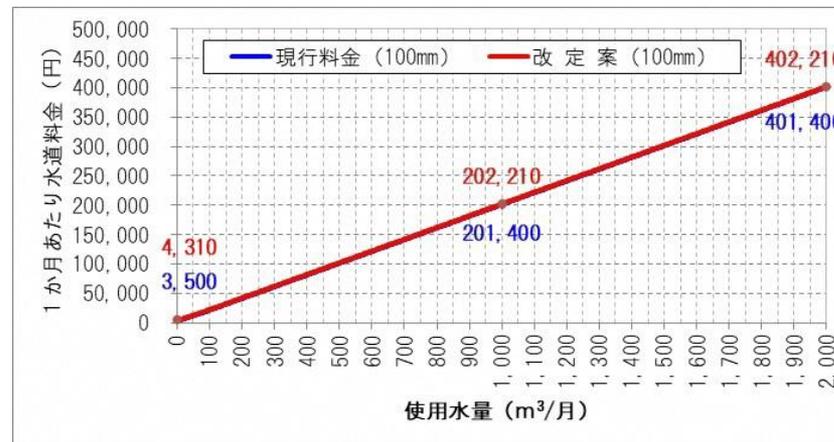


視点	コメント	評価
水道事業者 (市)	・基本料金の収入割合が高くなるため、収入が安定する	😊
使用者 (少量)	・基本料金が高くなるため、A案よりも負担が大きくなる	😞
使用者 (大口)	・A案よりも負担は少なくなる	😊

(C案) について

● 基本水量を廃止する案

(消費税抜き)



視点	コメント	評価
水道事業者 (市)	・基本料金の収入割合は現状維持	😊
使用者 (少量)	・基本料金内としていた水量区分に対しても従量料金を付すため料金が上昇する	😞
使用者 (大口)	・従量料金に変更がないため、影響が少ない	😊

次回 第5回鴻巣市上下水道事業運営審議会

予定 令和6年10月8日（火） または 9日（水）

内容

- ・ 答申案の作成

